

生活保護法
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶
者の自立の支援に関する法律

指定施術機関指定申請書

生活保護法第49条(同法第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定施術機関遵守事項を遵守することを確約のうえ、次のとおり指定を申請します。

氏名	(フリガナ)	施術者区分 (該当するものに○) ①施術所の開設者 (法人の代表者である場合は非該当) ②開設者でない施術者 ③出張専門
	年月日	
② ③	住所	〒 - 豊中市 電話 - -
	① ②	施術所名称 (フリガナ) 〒 - 電話 - -
②で複数ある場合	施術所名称2 (フリガナ)	〒 - 電話 - -
	施術所所在地2	〒 - 電話 - -
	施術所名称3 (フリガナ)	〒 - 電話 - -
	施術所所在地3	〒 - 電話 - -
業務の種類 (該当するものに○)	柔道整復 ・ あん摩・マッサージ ・ はり・きゅう	
所属する団体の名称 (本市と協定している団体である場合のみ)		
指定希望年月日	年 月 日	

年 月 日

(申請先)

豊中市長様

申請者

住所

電話

氏名

指定施術機関遵守事項

- 指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによる。
- 施術料金は、別に厚生労働省社会・援護局長が定める「医療扶助運営要領について」により算定した額とする。
- 豊中市長は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、施術機関に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に施術機関について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができるものとする。

注意事項

- 1 免許証の写しを添付してください。
- 2 貴機関が指定された場合には、豊中市告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 施術機関の指定は施術者個人を指定するものであり、当申請書は申請者のみに適用されます。

記載要領

- 1 「申請者」は指定を申請する施術者となります。
「住所」は施術所の所在地ではなく施術者の居住地を、「氏名」は施術者名を記載してください。
- 2 「申請者」の電話番号は、当申請に関して問い合わせ事項が発生した際に使用するものです。
平日の日中に連絡のつく電話番号を記載してください。